

みく に 便 り



みくには
ハートに愛

当社は皆様に創業以来55年に渡りご支援いただいておりますが、令和4年4月1日より、会社形態を株式会社から社会保険労務士法人へと移行し、「社会保険労務士法人みくに労務管理事務所」として新たな一步を踏み出すことと致しました。

今後も多様化する皆様からのご要望に添えますよう職員一同決意を新たに精進してまいりますので引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い致します。

2022年4月1日発行
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



令和4年4月から、年金制度の一部が改正されます！

◆年金制度改正法等の施行により、年金制度の一部が改正されます。主な改正点について、4月からどのように変わるのかご紹介致します。

◆在職老齢年金制度の見直し

60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲が拡大されます（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が28万円から47万円に緩和。65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に）。

◆在職定時改定の導入

現在は、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額が改定されますが、在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定が行われるようになります。

◆繰下げ受給の上限年齢引上げ

老齢年金の繰下げ年齢の上限が75歳に引き上げられます（現在の上限は70歳）。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が10年に引き上げられます（現在は5年）。

◆国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」が発行されることとなります。既に年金手帳を所持している方には「基礎年金番号通知書」は発行されません。

【日本年金機構「令和4年4月から年金制度が改正されます」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0228.html>

4月の税務と労務の手続 提出期限

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出〔市区町村〕

5月2日

- 預金管理状況報告の提出〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付〔都道府県・市町村〕